

豊島区特別支援教育推進計画

【第二期 改訂版】

令和7～9年度

令和7年3月

豊島区教育委員会

はじめに

特別支援教育をめぐって国では、障害者の権利に関する条約の署名や、障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等、今までに様々な法の整備が進められてきました。

豊島区においては、これらの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ「豊島区特別支援教育推進計画」を令和4年3月に策定しました。

計画策定からの3年間については、幼児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）が障害の有無に関わらず互いに学び合ったり助け合ったりする場面が増えており、多様性を尊重する心が育っております。また、多様な教育環境の整備では、令和5年度に情緒固定学級を新設する等、計画通りに進捗しており、概ね目標を達成できていると捉えております。

一方で、豊島区特別支援教育検討委員会にて、主に「インクルーシブな教育をより一層充実させていくこと」「義務教育だけでなく就学前から社会参加までの支援についても考えること」の2点が今後は必要であると、意見をいただきました。

「豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】」は、この2点を柱として、「誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成」の目標達成に向け、特別支援教育の推進に努めてまいります。

コロナ禍が終息して、交流活動や体験活動を制限することなく、特別支援教育推進を図ることができております。今後も、学校が地域や関係機関と連携して、児童生徒等の自立や社会参加に必要な力を培ってまいります。

今後とも多くの区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年 2 月

豊島区教育委員会教育長

金子 智雄

目 次

はじめに

第 1 章 計画策定の背景

1 国の動向	3
2 東京都の動向	3
3 国・東京都・豊島区の最近の動向	4
4 計画の位置付け・期間	5
（1）計画の位置付け	5
（2）計画期間	6
5 改訂までの経緯	6

第 2 章 計画の目標と2本の柱

1 計画の目標	7
2 柱1 インクルーシブな教育の推進	8
3 柱2 就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進	9

第 3 章 計画の内容 6つの推進プランと主な事業

1 計画の体系と推進プラン	10
2 推進プランの内容	11
推進プラン1 相談事業の充実	
推進プラン2 特別支援教育の校内支援体制の充実	
推進プラン3 交流及び共同学習の推進	
推進プラン4 支援が必要な児童生徒等への指導の充実	
推進プラン5 多様な教育環境の整備	
推進プラン6 地域や関係機関と連携した切れ目のない支援の推進	

第 4 章 計画の推進に向けて

1 「概要版」及び「分かりやすい版」の活用	
2 児童生徒等の意見の反映	
3 保護者の意見の反映	
資料編	22

第 1 章 計画策定の背景

1 国の動向

(1) 障害者基本法の改正（平成23年8月施行）

障害者の教育については、第16条の規定において、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

(2) 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」

インクルーシブ教育システム（※6）においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、としています。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが示されています。

(3) 障害者の権利に関する条約（平成26年1月批准）

障害者の教育については、第24条の規定で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮（※12）が提供されること等が定められています。

(4) 障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成28年4月施行）

同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められる等、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

(5) 発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）

この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条の規定において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」を行うこと等が新たに規定されました。

2 東京都の動向

(1) 都の施策の動向

都教育委員会は、特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画(第二期)（以下「推進計画(第二期)」という）を策定しました。

(2) 東京都特別支援教育推進計画(第二期)

基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後の都の特別支援教育の方向性を示すため、平成29年2月に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする推進計画(第二期)を策定しました。また、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする推進計画(第二期)第一次実施計画(以下「第一次実施計画」という)を併せて策定し、具体的取組の内容や実施時期を明らかにしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応から、計画期間を1年間延長し、推進計画(第二期)と第三次実施計画は令和9年度までの計画になっています。推進計画(第二期)では、障害のある人も障害のない人もともに尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念としています。

3 国・東京都・豊島区の最近の動向

年	国	東京都	豊島区
2019 (令和元)	・新しい時代の初等教育の在り方 論点まとめ	・東京都教育ビジョン(第四次)の策定	・区立中学校の特別支援教室(※1)の巡回指導開始 ・教育ビジョン 2019 策定
2020 (令和2)		・西巣鴨小学校で都「特別支援学級の専門性向上事業」実施 ・要小学校で都「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」実施(R2~R4)	
2021 (令和3)	・医療的ケア児支援法施行▲		
2022 (令和4)		・東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画の策定	・豊島区特別支援教育推進計画策定
2023 (令和5)			・池袋第一小学校と池袋中学校に自閉・情緒障害固定学級設置
2024 (令和6)		・東京都教育ビジョン(第五次)の策定	・教育大綱 策定 ・教育ビジョン 2025 策定
2025 (令和7)		・東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画の策定	・豊島区特別支援教育推進計画(第二期)策定予定

▲「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の略

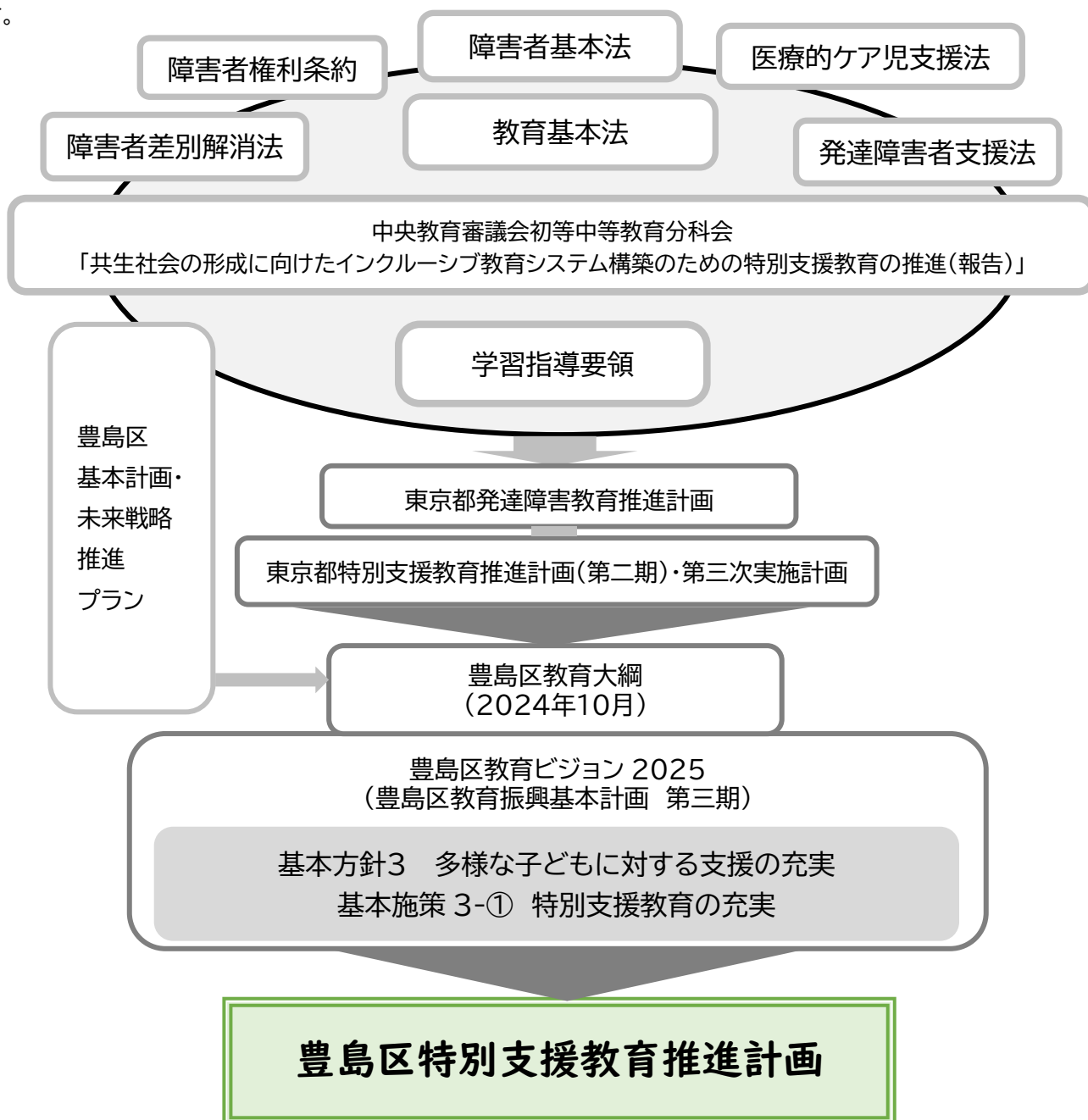
4 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

平成29年3月に学習指導要領が告示され、総則「第4 児童生徒の発達の支援」の「2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」として、障害のある児童生徒等への指導について明記されました。障害のある児童生徒等への指導においては、特別支援学校等の助言や援助を活用しながら、個々の児童生徒等の障害の状況等に応じて指導内容や指導方法を工夫し、組織的・計画的に行っていくことが求められています。

豊島区では、令和2年度に「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しており、豊島区教育ビジョン2025（豊島区教育振興計画 第三期）の中でも、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて、特別支援教育の充実を基本施策に位置付けています。

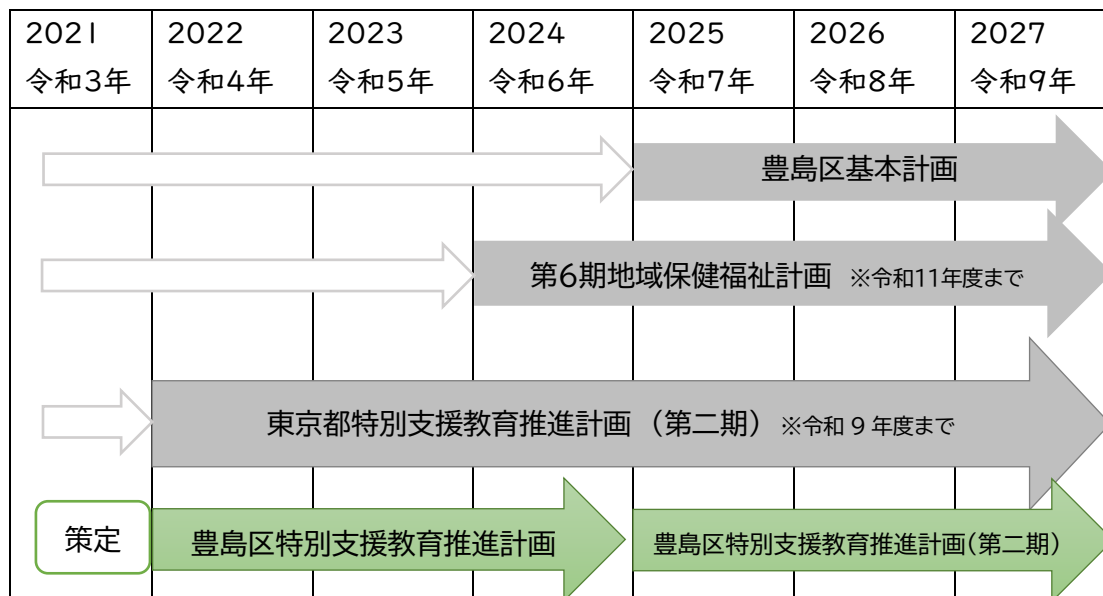
本計画を策定し、誰一人取り残さない社会、一人ひとりを大切にする教育を実現するための取組を、具体化します。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から9年度までの3年間とします。

ただし、今後の区の上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。



5 改訂までの経緯

豊島区では、国や都の動向を踏まえた特別支援教育の計画的な推進を図ってきました。

主な取組として、豊島区教育ビジョン2025（豊島区教育振興基本計画 第三期）において、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて、特別支援教育の充実を基本施策に位置付けるとともに、豊島区教育センターにおける教育相談や専門家チームによる巡回相談を実施し、特別な支援を要する児童生徒等の個別の教育的ニーズをくみ取りながら就学相談を行い、個々の能力や可能性を伸ばす場を適切に設定しています。

令和2～4年度の3年間には、豊島区は、東京都教育委員会より「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」の指定を受け、交流及び共同学習を推進するための研究を進めました。障害の有無に関わらず、多様な学びの場を設け、交流及び共同学習を中心とした、共に支え合い共に成長する教育の充実を図りました。

令和4年3月には、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、「豊島区特別支援教育推進計画（令和4～6年度）」を策定して、特別支援教育の一層の充実を図りました。改訂した計画を着実に推進するため、豊島区特別支援検討委員会にて各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしています。

令和5年度の豊島区特別支援教育検討委員会では、本区の特別支援教育の在り方について協議を行い、推進の方向性とする「1 インクルーシブな教育の推進」（8ページ参照）と「2 就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進」（9ページ参照）の2本の柱の内容を確認することができました。

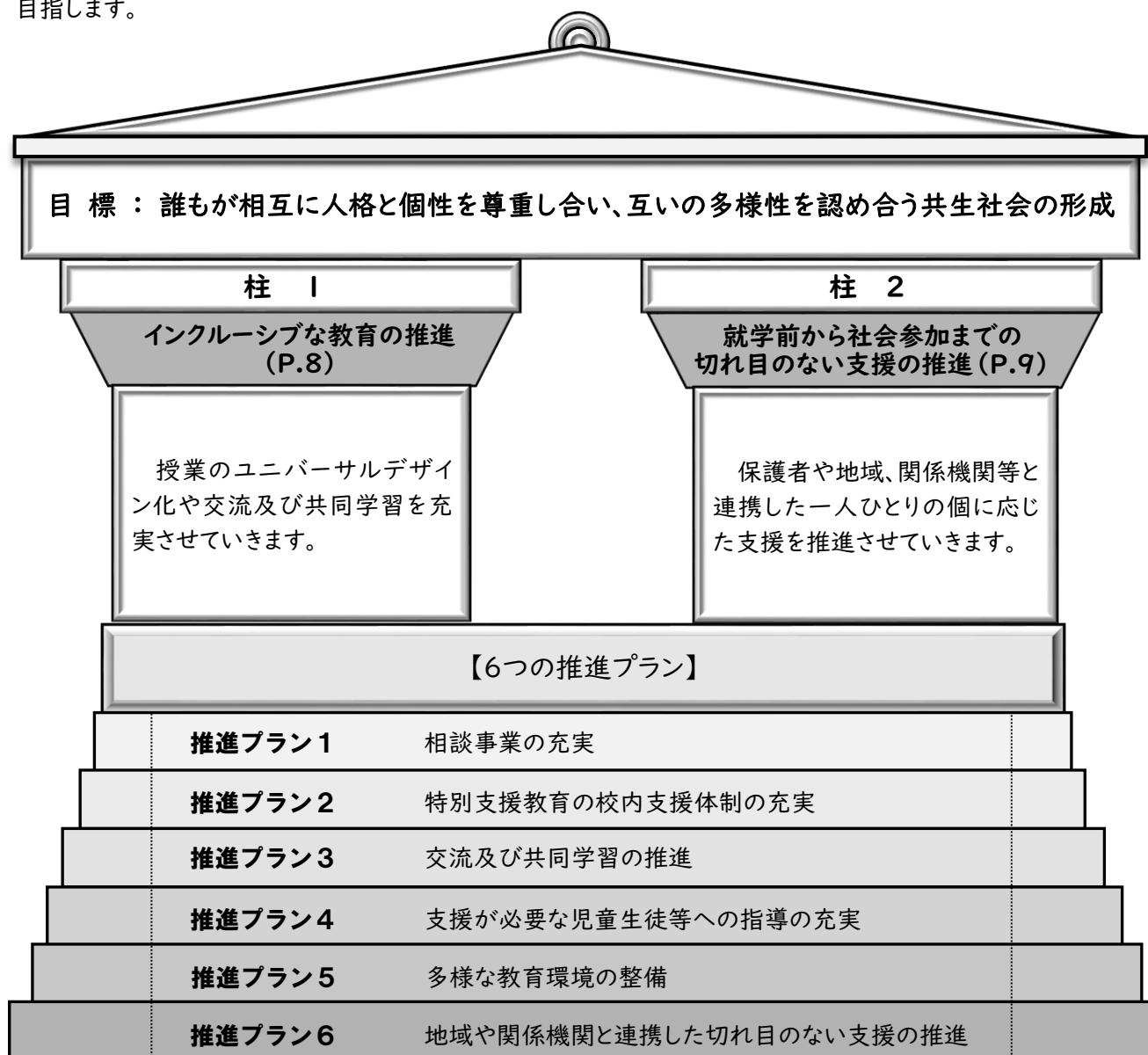
令和6年度には、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、豊島区特別支援教育検討委員会にて年6回の協議を行いました。

令和7年3月には、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、「豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】」を作成いたしました。

第2章 計画の目標と2本の柱

1 計画の目標

本計画は、区全体の方針を示す「豊島区基本構想」及び「豊島区基本計画」に基づく「豊島区地域保健福祉計画」と関連を図りながら、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画」に従い、教育分野における共生社会の実現に向けた豊島区の特別支援教育の在り方、方向性を示したものです。特別支援教育によって、豊島区のすべての児童生徒等が共生社会の担い手に必要な資質・能力を身に付けられるようにすることを目指します。



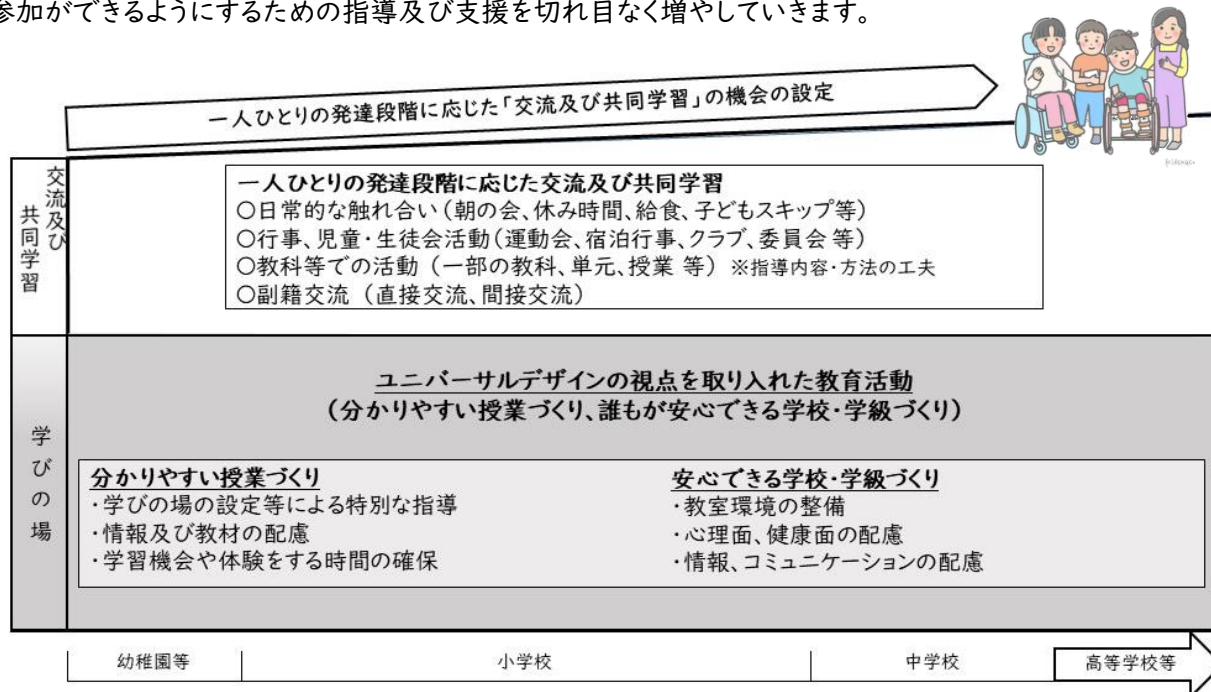
本区の目標を支えるのが「インクルーシブな教育の推進」「就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進」の2本の柱です。この2本の柱の内容を踏まえた具体的な取組目標を、6つの推進プランとしてまとめました。

教育委員会が計画の達成に向け全体の進捗状況を把握して指導・助言を進めてまいります。

2 柱Ⅰ：インクルーシブな教育の推進

豊島区のインクルーシブな教育(※5)の在り方についての共通認識を図ることができるように、学校での取組を図で示しました。一人ひとりの実態に合わせて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を確保して、インクルーシブな教育を充実させていきます。

一人ひとりの能力を最大限に伸ばせることを目指し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動を行います。学校生活支援シート(※4)・個別指導計画(※2)を活用することで、一人ひとりの個に応じた指導及び支援も充実できるようにします。また、発達段階に応じて、交流及び共同学習(※10)を中心とした自立して社会参加ができるようにするための指導及び支援を切れ目なく増やしていきます。



学校における合理的配慮について

インクルーシブな教育の推進のため、一人ひとりの個に応じた支援として「合理的配慮」が提供されることが必要です。障害のある児童生徒等が他の児童生徒等と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、教育委員会及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行います。(教育委員会及び学校が体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課されていない範囲で行う。)

合理的配慮の観点と項目

①教育内容・方法

- ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮・学習内容の変更・調整
- ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ・専門性のある指導体制の整備 ・災害時等の支援体制の整備
- ・児童生徒等、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

③施設・設備

- ・校内環境のバリアフリー化 ・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
- ・発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

【独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 ホームページより】

3 柱 2：就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進

豊島区・関係機関・家庭等が現在実施している就学前から社会参加までの一人ひとりの個に応じた支援を中心に図で示しました。共生社会の形成に向けた取組は、学校だけでは実現できません。多様な交流機会の確保や、保護者や地域、関係機関等と連携した支援体制の整備を通して、共生社会の形成に向けた取組を一層推進させていきます。

	就学前（保育所・幼稚園等）					小学校						中学校			高等学校等			成人後			
年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18～		
保 育 学 校 幼 稚 園					交流及び共同学習（小・中学校は副籍交流を含む）の実施																
	保育所等での支援				相談支援ファイル等		学校生活支援シート・個別指導計画の作成														
					都立特別支援学校との連携																
					校内委員会の設置・特別支援コーディネーターの指名																
					特別支援教室・特別支援学級・通級指導学級への入室相談（注1）																
教 育 委 員 会					専門性のある教員、支援員等の配置																
					教育センターでの教育相談の受付																
					就園相談・就学相談の受付																
					幼稚園SC・LGS（注2）の派遣																
					教育センターから特別支援教育巡回相談員（チームステップ）を派遣																
					子どもスキップ・学童クラブの受付																
	幼児教育センターによる支援																				
保 健 ・ 福 祉	豊島区児童相談所による支援																			子 ど も 若 者 相 談、 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 に よ る 自 立 と 社 会 参 加 支 援 等 （20ページ参照）	
	豊島区立児童発達支援センターによる支援																				
	母子保健（乳幼児健診・相談等）による支援																				
	心理職員による保育所や子どもスキップ等への巡回																				
	児童発達支援の実施						放課後等デイサービスによる支援														
	発達障害相談・障害者就労支援センターによる支援																				
	医療的ケア児相談の受付																				
(注1) 高等学校は、「通級による指導」を実施																					
(注2) LGS=Lower Grades Support（低学年支援）																					
家 庭 ・ 地 域					学校就学支援シート作成															NPO等による自立と社会参加支援等への参加（20ページ参照）	
					学校生活支援シート（個別的教育支援計画）等の作成																
	区民ひろばでのイベントへの参加																				
	民生委員・児童委員への相談																				



第3章 計画の内容 6つの推進プランと主な事業

1 計画の体系と推進プラン

推進プラン1

相談事業の充実

- (1) 教育相談の一層の充実
- (2) 就学相談及び利用判定委員会・就学相談委員会の充実

推進プラン2

特別支援教育の校内
支援体制の充実

- (1) 校内委員会の充実
- (2) 特別支援教育巡回相談による学校等支援の充実
- (3) 学級運営補助員等の配置と活用

推進プラン3

交流及び共同学習の推進

- (1) 意義やねらい等についての理解促進
- (2) 取組の充実
- (3) 多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実

推進プラン4

支援が必要な児童生徒等
への指導の充実

- (1) 全教職員の特別支援教育の視点を踏まえた指導改善
- (2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上
- (3) 特別支援教室の巡回指導教職員特別支援教室専門員の専門性の向上
- (4) 特別支援学級教職員の専門性の向上

推進プラン5

多様な教育環境の整備

- (1) 共通する取組
- (2) 特別支援教室の充実
- (3) 特別支援学級(知的障害)の充実
- (4) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)の充実
- (5) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実
- (6) 医療的ケア児への支援の充実

推進プラン6

地域や関係機関と連携
した切れ目のない支援
の推進

- (1) 幼児教育センターの設置
- (2) 千川中学校新校舎での連携
- (3) 相談・支援機関等との連携
- (4) 保護者や地域に対する理解啓発
- (5) 学校卒業後の支援

2 推進プランの内容

推進プラン1 相談事業の充実

特別な支援を必要とする児童生徒等が、能力や可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するために個に応じた力を培うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、特別な支援を要する児童生徒等の発達段階や特性、教育的ニーズを把握し、教職員の専門性の向上を図るとともに、多様な教育的ニーズに応じた相談事業等を実施します。

―事業内容―

(1) 教育相談の一層の充実

教育センターにおいて、幼児期から高校卒業年代までの一人ひとりの自立を支える機関として、臨床心理士・公認心理師による来所相談や電話相談を実施し、相談内容によって学校や関係諸機関との連携を図ります。

区立幼稚園は、教育センターや関係部局、児童発達支援センター等と連携をして幼児や保護者の支援を行います。

令和7～9年度の取組目標

- ①学校（園）における相談体制を充実させるため、学校（園）と教育センター、指導課等とのより緊密な連携
- ②相談実施方法に関する保護者の多様なニーズに対応できるよう、相談方法や手段についての検討及び体制の構築
- ③教育センターより、幼稚園・小学校との連携、幼稚園から小学校へのソフトランディングを図るための区立幼稚園 SC 派遣の実施
- ④区立幼稚園は、教育センターや関係部局、児童発達支援センター等との連携支援の実施
- ⑤広報としま・区ホームページ等による、保護者への教育相談についての周知徹底

(2) 就学相談及び利用判定委員会・就学相談委員会の充実

障害のある幼児・児童の就学先については、教育センター就学相談への申し込みを経て、教育・保育・福祉・医療関係者による就学相談委員会で協議し、提案を保護者に伝達しています。

小学校の就学・転学に向けて、学校が児童生徒等の発達の課題を保護者と情報共有できるように、「就学支援シート」の効果的な活用を図り、就学前から小学校入学、学齢期へのスムーズな移行ができるようにサポートを行います。

令和7～9年度の取組目標

- ①就学相談に関するパンフレットの発行、配布による理解啓発
- ②関係機関等と連携した保護者への早期の就学相談に関する情報提供の実現
- ③専門家による見立てを基本とした就学相談委員会の運営の効率化
- ④教育センターより、就学相談の結果を保護者に伝える際に、必ず就学後も教育の場を必要に応じて変えられることを周知徹底
- ⑤就学相談の情報を一元管理し、個々のケース情報を確実に小・中学校に引き継ぐための円滑な情報提供の実施
- ⑥就学支援シート（※3）の活用状況を把握したうえで、形式等の見直しの検討・実施
- ⑦学校による就学支援シートを活用した保護者と児童生徒等の情報共有の実施

推進プラン2

特別支援教育の校内支援体制の充実

すべての学校（園）に特別な教育的支援を必要とする児童生徒等が在籍しています。また、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）や発達障害者支援法の改正（平成28年）等に加え、学習指導要領の改訂の公示（平成29年）等、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、すべての教職員が児童生徒等一人ひとりの特性や課題を理解し、個に応じた適切な指導・支援ができるよう、学校（園）が、校長・園長のリーダーシップのもとに、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校内の支援体制（以下、「校内支援体制」という。）の充実を図ります。

—事業内容—

(1) 校内委員会（※8）の充実

特別支援教室の利用も含め、校内で支援の必要な児童生徒等の指導・支援の検討・実施等、PDCAサイクルを軸に機能的に校内委員会を進めていく必要があります。

教育センターの特別支援教育巡回相談＜チームステップ（※9）等＞の助言により、特別支援教育コーディネーター（※7）を中心とする校内委員会の一層の充実を図り、個々の指導・支援の展開に組織的に取り組みます。

令和7～9年度の取組目標

- ①就学相談や巡回相談等のケース情報を活用した、小・中学校内委員会の実施
- ②校内委員会の計画的開催と困り感に寄り添った組織的対応の実現
- ③一人ひとりの教育的ニーズに対応するためのきめ細かな指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ学校生活支援シート・個別指導計画に基づいた指導・支援の徹底
- ④学校（園）と保護者、関係機関等との連携強化

(2) 特別支援教育巡回相談＜チームステップ等＞による学校等支援の充実

幼稚園及び小・中学校等を定期訪問または要請に基づいて随時訪問し、適切な助言をします。また、専門的な見地から助言が必要な場合、医療・福祉・学識経験者の専門家チームによる訪問支援を行います。

令和7～9年度の取組目標

- ①チームステップ等の事業に関するリーフレットの発行、学校への配布による理解啓発
- ②専門家チーム巡回相談の充実
- ③校内研修会等への教育相談員の講師派遣

(3) 学級運営補助員等の配置と活用

小・中学校の通常の学級や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活支援シート・個別指導計画に基づき、学級運営補助員を配置し、学習面や行動面での支援を図ります。このほか、特別支援学級と特別な配慮を必要とする児童生徒に特別支援教育指導員を配置し、生活習慣の指導等の支援を図ります。

令和7～9年度の取組目標

- ①一人ひとりの児童生徒の困り感等を踏まえた適正な補助員等配置の実現
- ②学級担任等と補助員等との緊密な連携によるきめ細やかな児童生徒支援の実現

推進プラン3 交流及び共同学習の推進

豊島区はインクルーシブな教育を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。また、小学校・中学校・特別支援学校等の学習指導要領等においては、交流及び共同学習（※10）の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、すべての児童生徒等にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる等、大きな意義を有するものです。そして、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進する必要があります。

体験活動の充実やタブレットパソコンの活用等を通して、交流及び共同学習を推進することによって、すべての児童生徒等が幅広い体験をし、視野を広げることで、豊かな人間形成に資するとともに、学校全体の教育活動の活性化を図ります。

—事業内容—

(1) 意義やねらい等についての理解促進

区内すべての学校で交流及び共同学習を実施するにあたり、意義やねらい等について共通理解を図ります。

令和7～9年度の取組目標
①児童生徒等への障害理解教育の推進及び人権尊重教育の徹底 ②教職員研修や保護者相談事業等における「交流及び共同学習」の意義やねらい等についての理解促進 ③「学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業」における実践報告リーフレット等の好事例を活用した教科等の指導における交流及び共同学習の拡充 ④副籍制度（※11）による交流、直接・間接交流の充実 ⑤交流及び共同学習に関するホームページや学校便り等での情報発信による区民への理解促進

(2) 取組の充実

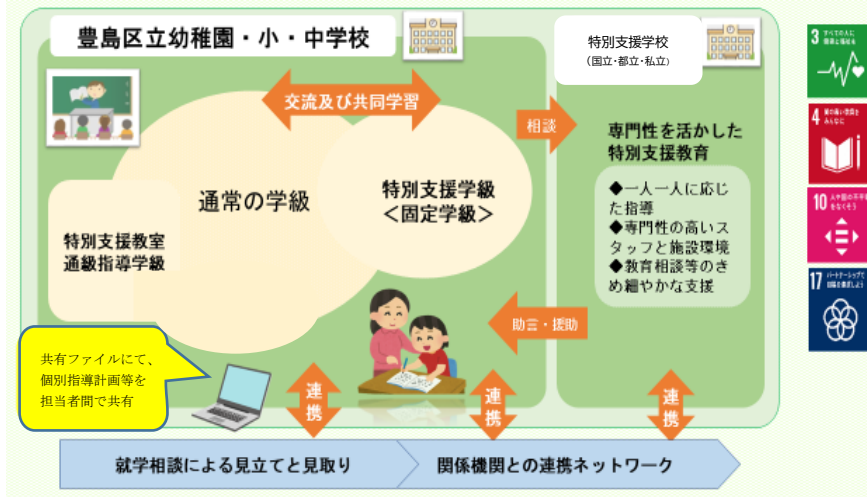
校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組を充実させられるようにします。

令和7～9年度の取組目標
①学校におけるインクルーシブな教育の取組推進に向けた教育委員会による積極的な指導・助言 ②教育課程への交流及び共同学習推進の位置付け、各教科等や宿泊学習等の体験活動による交流及び共同学習の充実 ③交流及び共同学習の充実に向けた校内研修等の実施 ④特別支援学級の教職員が作成する「学校生活支援シート」や「個別指導計画」等の書式を電子化し、共有ファイルにて、指導のねらいや手だて、実態の情報共有を推進 ⑤学級活動や児童会・生徒会活動等における自主的な障害理解への取組の充実 ⑥タブレットパソコンを活用した交流及び共同学習における指導・支援方法の工夫・改善 ⑦実施した交流及び共同学習の成果を踏まえた学校経営、学級経営の充実



タブレットパソコンで黒板を撮影して、手元で見られるように支援する。

(3) 多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実



児童生徒等が必要とする教育を受けられるように、多様な学びの場を整備します。

また、障害の有無にかかわらず、同じ場で共に学び合えるようにする機会を設けます。

◎教科等の学習における交流及び共同学習

実践事例1 第3学年 理科「音をつたえよう」

太鼓、トライアングル、シンバル等の楽器は、音が出るときに震えているかどうか、予想を立て、グループごとに実際に音を出して確認しました。ワークシートを数種類用意し、書くことが苦手の児童も参加しやすくなりました。自分たちでどのワークシートを使うかを事前を選択することで、何をするのかが明確になり、主体的に学習を進めることができました。



実践事例2 第6学年 理科「てこのしくみとはたらき」

支点・力点・作用点を抽象的な図に置き換え、分かりやすく図に示すことで、てこの仕組みについて理解を深めやすくなりました。実験及び観察が主となる活動であるため、互いに事象を確認し合ったり、観察して気付いたことを共有し合ったりすることができました。



◎行事等における交流及び共同学習

校外学習・宿泊移動教室等

校外学習・宿泊移動教室等での体験活動は、児童生徒同士の触れ合いの機会が多いことから、「交流及び共同学習」で学んだことを生かす貴重な機会となります。障害の有無にかかわらず、児童生徒が様々な体験活動を通して視野を広げ、豊かな人間性を育むことが期待できます。

特に、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級の校外学習・宿泊移動教室等に参加することを推進してまいります。事前学習から共に学び合う時間を十分に確保することで、児童生徒に活動の見通しをもたせたり、意義やねらいを理解させたりして体験活動の更なる充実を図ります。

「まとめ展」

区立小・中学校の特別支援学級(知的障害)に在籍する児童生徒の1年間の学習の成果を発表して、児童生徒が相互に学び合い、成長を確かめ合う場となります。

劇や合奏等の舞台発表は、近接する小・中学校がそれぞれの中学校区ごとに開催しています。中学校区ごとに同じ会場に集まって開催することで、小・中学生が互いに学び合えるようになります。

製作した作品の展示発表は、各学校で開催しています。十分な展示スペースを確保して、通常の学級の児童生徒と作品を鑑賞し合うことを通して、互いの成長を確かめ合う場となります。

推進プラン4

支援が必要な児童生徒等への指導の充実

インクルーシブな教育を推進するためには、すべての学校（園）に在籍する多様な児童生徒等に特別支援教育の視点による適切な指導・支援を行うことが重要です。また、特別支援教育の視点で行う学校及び学級経営は、誰もが分かりやすい授業、過ごしやすい学校づくりにつながります。

さらに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、特別支援学級・特別支援教室担当教職員の専門性の向上が必要です。

このため、特別支援教育の理念や障害特性等の理解を深め、個々の教育的ニーズに対応した指導方法に関する研修を実施するとともに、都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、すべての教職員の専門性の向上を図ります。

—事業内容—

(1) 全教職員の特別支援教育の視点を踏まえた授業改善

特別支援教育の視点を踏まえ、授業改善を図るための研修を充実させます。合理的配慮（※12）やユニバーサルデザインの視点による授業の工夫を図り、教職員の授業改善を図ります。就学相談を受けた児童生徒等については、障害の有無にかかわらず、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、一人ひとりに合わせた支援を行うことで、誰もが分かりやすい授業を目指します。

令和7～9年度の取組目標
①学校生活支援シート及び個別指導計画を活用した指導の拡充
②通常の学級における授業のユニバーサルデザイン（UD）化の推進
③職層研修における特別支援教育研修の拡充
④特別支援学級の教職員及び通常の学級の教職員を対象とした教職員研修の充実
⑤都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、通常の学級と特別支援学級の教職員の相互授業参観等による学校における指導方法の改善

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内支援体制充実の要である特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修を行います。

令和7～9年度の取組目標
①都立特別支援学校等と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
②各校（園）特別支援教育コーディネーター、特別支援教室専門員間の情報交換の場の設定

(3) 特別支援教室の巡回指導教職員・特別支援教室専門員の専門性の向上

全教職員対象の障害理解等研修及び巡回指導教職員等対象の専門的な研修等を実施します。

令和7～9年度の取組目標
①特別支援教室の指導方法等について、「特別支援教育ガイドライン」を作成・配布
②都立特別支援学校等と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
③学校の教育目標に基づいた、特別支援教室における授業改善推進プランの作成及び実践

(4) 特別支援学級教職員の専門性の向上

専門研修の対象及び内容等の改善を図る等、引き続き特別支援学級教職員の専門性向上に取り組みます。

令和7～9年度の取組目標
①特別支援学級の指導方法等について、「特別支援教育ガイドライン」を作成・配布
②都立特別支援学校と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
③学校の教育目標に基づいた、特別支援学級における授業改善推進プランの作成及び実践

◎授業のユニバーサルデザイン(UD)化

「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方です。学校では、障害のある児童生徒等を含む、すべての児童生徒等が分かりやすく、参加できる授業を推進します。この考え方は合理的配慮にもつながります。

保幼小連携に向けた取組



○小学校の学習や生活に滑らかに接続できるように、豊島区では冊子「アプローチ・スタートカリキュラム」(平成31年3月)を作成しました。

※下の事例は、冊子「アプローチ・スタートカリキュラム」にて紹介された事例です。

ユニバーサルデザイン

①文字・数字とともに、マーク・絵・色等で区別や認識ができるようにする例



名前と自分のマークで自分の持ち物を認識できます。



予定を文字と絵で示し、イメージをもたせることができます。



次の行動を、文字と絵で示したカードは、個別の支援で活用できます。



文字がまだ読めない子ども、文字認識が難しい子どもにも自分の持ち物、場所、指示する内容が認識できます。

数字・文字だけでなく学級の色を決めています。

②イラストやテープで位置、場所を注意喚起する例



安全のための指示を絵や矢印で示し注意喚起することができます。
例：待つ場所、右側通行、歩幅

③刺激の少ない教室環境の例



黒板周辺(集中させたい場所)に余計な掲示物等を減らし、刺激が入らないようにします。

分かりやすい授業づくり

○個に応じた学びの場の設定等による特別な指導

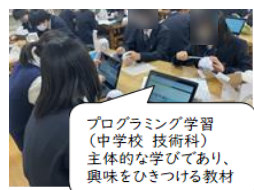
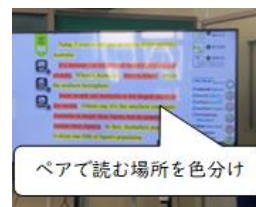
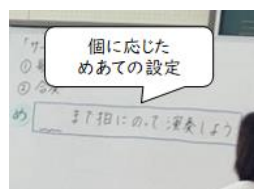
目標の明確化を行い、学校生活支援シート及び個別指導計画を活用して一人ひとりの児童生徒等に合わせた個に応じた指導を実施します。

○情報及び教材の配慮

図やイラスト等を活用した、視覚的で分かりやすい指導を行います。

○学習機会や体験をする時間の確保

主体的な学びとなるよう、自分事として考えられる授業やすべての児童生徒が様々な方法で参加できる授業をします。



安心できる学校・学級づくり

○教室環境の整備

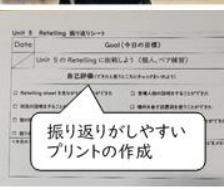
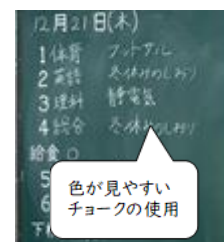
学校で過ごしやすいように、教室の机や椅子の配置等の教室環境を工夫します。

○心理面、健康面の配慮

安心できるような机の配置や、担任または支援員・指導員等による支援を行います。

○情報、コミュニケーションの配慮

すべての児童生徒がめあてを達成するための手だてを工夫します。



推進プラン5

多様な教育環境の整備

特別支援学級の円滑な運営を図るとともに、全小・中学校に特別支援教室が設置された状況を踏まえ、特別支援教育の推進に向けて多様な教育環境を整備します。また、様々な支援を必要とする児童生徒等に適切に対応するとともに、学びの可能性を拓く観点から、タブレットパソコンを活用した教育を推進します。

—事業内容—

(1) 共通した取組

多様な教育環境において共通した取組を行い、対象児童生徒等への更なる指導・支援の充実を図ります。

令和7～9年度の取組目標
①管理職による日常的指導及び指導主事による学校（園）訪問時での指導・助言の充実
②交流及び共同学習の推進に向けた研修の実施
③タブレットパソコン（デジタル教材・学習者用デジタル教科書等）を活用した指導・支援方法の工夫・改善
④小・中学校特別支援学級在籍児童生徒数の推移を中長期的に分析して増級等を検討

(2) 特別支援教室の充実

令和7～9年度の取組目標
①小・中学校の連携による学校生活支援シート・個別指導計画等の円滑な引継ぎ及び情報共有の徹底

(3) 特別支援学級（知的障害）の充実

令和7～9年度の取組目標
①特別支援学校から学んだ専門的な知識、個の対応、具体的な実践等について、実践的な授業研究を通じた相互交流の充実

(4) 特別支援学級（自閉症・情緒障害）の充実

令和7～9年度の取組目標
①都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、特別支援学校から専門的な知識や個別の対応、具体的な実践等を学ぶための相互交流の実施

(5) 通級指導学級（難聴学級・言語障害学級）の充実

通級指導学級（難聴学級・言語障害学級）の充実のため、教育環境を整備します。

令和7～9年度の取組目標
①通級指導学級「ことばの教室」「きこえの教室」の指導方法の工夫・改善
②大学教授等による指導方法に関する教職員研修や専門家による診断等の拡充
③指導用教具の整備充実を推進

(6) 医療的ケア児への支援の充実

医療的ケアの実施体制の整備を着実に進め、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。

令和7～9年度の取組目標
①医療的ケアの必要な児童生徒等への環境や適切な支援方法の整備
②学校が教育センター等と連携し、医療的ケアに係る個別課題についてのきめ細やかな検討の実施
③医療的ケア児等支援協議会による、関係各課と連携した支援の充実

推進プラン6 地域や関係機関と連携した切れ目のない支援の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等が、その能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができる力を身に付けていくためには、学校だけでなく、社会全体の様々な場で学ぶことが大切です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う社会である共生社会の実現のためには、学校・地域・社会が一体となって支援することが必要です。児童生徒等が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるようにすることを目指します。

多様な交流の機会の設定や、保護者や地域、関連機関と連携した支援体制の整備を通して、就学前から社会参加までの切れ目のない支援を一層推進します。

(1) 幼児教育センターの設置(指導課)

就 学 前

令和7年度以降、多様な課題に対応する幼児教育の質の向上を目指すため、幼児教育センターの設置を計画しています。幼児教育アドバイザーを各幼児教育施設に派遣し、幼児教育の質の向上を図るとともに、今後増加が見込まれる、特別な支援が必要な幼児や外国籍の幼児にもより質の高い教育を提供します。

令和7～9年度の実施目標

- ① 幼児教育アドバイザーの派遣
- ② 保幼小連絡会の開催
- ③ 公立・私立幼稚園教諭・保育士、小学校の教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム研修の実施
- ④ 子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター等の子育て支援機関との連絡調整

(2) 千川中学校新校舎での連携(教育センター、子ども家庭支援センター)

就 学 前 ～ 成 人 後

子ども家庭支援センター、児童発達支援センター及び教育センター機能の一部を千川中学校新校舎に移設する予定です。機能が連携することで、幼児期から小学校への引継ぎを円滑に行い、就学前から18歳までの切れ目のない支援を行えるようになります。

令和7～9年度の実施目標

- ① 乳幼児期の児童発達支援から就学相談への円滑な移行方法や移行時期の検討
 - ② 保護者の承諾を得たうえでの児童発達支援センターと教育センターの情報共有
 - ③ 児童発達支援センターと教育センターの円滑な連携に向けた合同会議の設置
- ※情報の取り扱いについては、保護者の承諾を得ることを遵守

(3) 相談・支援機関等との連携(教育部、保健福祉部、健康部、子ども家庭部)

就 学 前 ～ 成 人 後

(園)と相談・支援機関等との連携を強化します。また、学齢期以降の相談・支援機関等へも継続していけるよう、十分な連携を図ります。

令和7～9年度の実施目標

- ① 豊島区保健福祉部と健康部及び子ども家庭部と教育部との相談・支援情報の共有、学校(園)への引継ぎを図るための連携強化
- ② 学校(園)と民生・主任児童委員や豊島区民社会福祉協議会(地域NPO等)との連携及び情報共有の強化
- ③ 学校(園)と放課後等デイサービス事業所や医療機関等との連携の強化

(4) 保護者や地域に対する理解啓発(教育部、保健福祉部)

就 学 前 ～ 成 人 後

リーフレット等の配布やPTA等と協働した研修・講座の開催等を通して、障害特性や特別支援教室の設置等特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

令和7～9年度の取組目標
①保護者、地域等への啓発用リーフレット等の配布 ②保護者対象の研修会・講演会の実施等の理解啓発活動の充実 ③次年度小学校入学予定の幼児の保護者を対象とした就学相談説明会における個別相談の拡充 ④豊島区保健福祉部と教育部が連携した特別支援教育啓発のための取組の実施

(5) 学校卒業後の支援(教育センター、障害福祉課、障害福祉サービス担当課長)

成 人 後

教育センターが本人の生活状況に応じて、福祉的就労や障害福祉サービスの利用等の関係機関とも連携し、社会生活を支えています。卒業後の進路においては、個々の障害の状況や本人や家族の希望に応じて、適切な医療・福祉・相談機関等への引継ぎを行い、自立に向けた支援を行います。

令和7～9年度の取組目標
①個々の進路に応じて、アシスとしま等の関係機関との情報提供や同行支援を実施 ②豊島区障害者就労支援センター(※15)等との連携を強化 ③区民ひろば(※13)やNPOのイベント等の地域での取組を紹介

第4章 計画の推進に向けて

1 「概要版」及び「分かりやすい版」の活用

本計画を推進するに当たっては、区立学校の教職員はもとより、保護者や学校関係者、地域の方々等に対して計画内容等の周知・共有を図るとともに、理解・協力を得ることが重要です。教職員へ向けた研修または連絡会にて、計画内容等を周知いたします。また、本計画の「概要版」及び「分かりやすい版」を活用して、児童生徒等、保護者や関係機関、地域の方々等に対して計画内容等の周知・共有を図ります。

2 児童生徒等の意見の反映

本計画の策定に当たり、児童生徒へのアンケートを実施いたしました。（27ページ参照）

本アンケートの結果を踏まえ、学校での取組の重点を明確にしたうえで、特別支援教育の推進を図ってまいります。回答の結果から、児童生徒等が実態に合わせた指導及び支援を受けられる学校、共に学び合うことができる学校が求められていることが分かりました。

推進プラン2のとおり、学校（園）が、校長・園長のリーダーシップのもとに、特別支援教育コーディネーターを中心とした学校（園）内の支援体制の充実を重点とします。また、推進プラン3及び4の内容も踏まえ、児童生徒等一人ひとりが教育的ニーズに合った、指導・支援が受けられるようにします。学校生活支援シート・個別指導計画に基づいた指導・支援の徹底、交流及び共同学習や授業のユニバーサルデザイン化等を内容とした研修の充実を図り、誰もが分かりやすい授業、過ごしやすい学校を目指します。

本アンケートの結果は、「分かりやすい版」の内容やレイアウトに反映させました。今後も、児童生徒等の声を参考にして、実態に応じた取組の推進を図ってまいります。

3 保護者の意見の反映

児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育を進めていくために、保護者が学校または教育委員会等と情報を交換しながら、協力して支援することを目指します。そのために、保護者の声に積極的に耳を傾け、児童生徒等の実態や本計画の内容に基づいた協力体制づくりを推進します。

また、保護者だけではなく、教育・子育てに関わる多くの地域や関係者の声に耳を傾けて、より多くの方にご協力をいただきながら、児童生徒等が共生社会の担い手に必要な資質・能力を身に付けられるようにすることを目指します。

4 まとめ

特別支援教育の充実には、国や東京都の広域的な立場からの制度面、財政面を含めた支援が不可欠であることから、今後とも、適時・適切に意見や要望を伝えていくこととします。

本計画の改訂に際しては、「豊島区特別支援教育検討委員会」において、小・中学校等のPTAや関係諸機関等の意見を聴きながら検討を進めました。今後は改訂した計画を着実に推進するため、同検討委員会で各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしていきます。

資料編

目次

I 豊島区における特別支援教育に関する現状	23
II 就学支援相談件数	26
III 児童生徒へのアンケート結果	27
IV 用語解説	28
V 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況及び 基本計画の策定に向けたパブリックコメントについて	30

I 豊島区における特別支援教育に関する現状

1 豊島区の特別支援教育学級・特別支援教室の設置状況（幼稚園3園 小学校22校 中学校8校のうち）

- ・小学校・固定支援学級（知的）5校
- ・中学校・固定支援学級（知的）4校 ※休級中1校
- ・小学校・固定支援学級（情緒）2校
- ・中学校・固定支援学級（情緒）1校
- ・小学校・特別支援教室拠点校 6校／中学校・特別支援教室拠点校 2校
- ・小学校・言語難聴通級学級 1校

2 最近10年間の特別支援教育に関する取組や研究の実績

- 平成28年度 全小学校における特別支援教室巡回指導開始
- 平成29年度 小学校に自閉症・情緒障害固定学級（1校）設置
- 令和元年度 全中学校における特別支援教室巡回指導開始
- 令和 2年度 東京都教育委員会「特別支援学級の専門性向上事業」指定
（西巣鴨小学校・王子特別支援学校）
- 令和 2年度 東京都教育委員会「令和2・3・4年度 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業」指定
- 令和 3年度 豊島区特別支援教育推進計画策定
- 令和 5年度 小・中学校に自閉症・情緒障害固定学級（2校）設置

3 知的固定学級

昭和29年に長崎小・西巣鴨中に特別支援学級が設置されてから現在まで、知的固定学級を区内小学校5校、中学校4校（休級中1校）に設置しています。

知的固定学級では、少人数の学級編制で、学級の児童生徒の状況に応じた教育課程を編成し、一人ひとりの個別指導計画に基づいた指導を行っています。児童生徒の状況に応じて「特別支援学校 小・中学部学習指導要領」を参考に指導を行うとともに、教科や特別活動で学ぶ内容を組み合わせた「各教科等を合わせた指導」も行い、生きる力や自分を表現する力を身に付けさせています。

4 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室

東京都における発達障害教育は、これまで情緒障害等通級指導学級を中心に実施してきました。情緒障害等通級指導学級は、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童生徒を対象とし、通級による指導を行うものです。

豊島区では、平成29年度に南池袋小学校、令和5年には池袋第一小学校と池袋中学校に通級指導学級とは異なる自閉症・情緒障害固定学級を設置し指導を行っています。

また、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童生徒を対象として、発達障害教育を担当する教職員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童生徒が在籍校で受けられるようにするものが特別支援教室です。制度上は、国の通級による指導に位置付けられるものであり、対象者及び指導内容はこれまでの情緒障害等通級指導学級と同様です。

豊島区は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）及び東京都発達障害教育

推進計画（平成28年2月）に基づき、平成28年度から全小学校で、令和元年度からは全中学校においても特別支援教室巡回指導を開始しました。

5 「特別支援教室」での巡回指導

通常の学級に在籍する発達に課題がある（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、発達課題の状態に応じて「自立活動」等の指導を行っています。



児童生徒は在籍する学校から通級指導学級設置校に通級し、指導を受けていました。



平成28年度より全小学校、令和元年度より全中学校に特別な指導を行う教室を設置し、教職員が児童の在籍する学校を巡回して指導しています。

6 言語難聴通級学級

豊島区では、平成17年に、年令に相応した言葉が身に付いていない言語発達遅滞や、会話等を聞き取ることができない難聴等の障害を抱える児童に対して、1週間に1～2回、在籍する学校ではなく、個別の教育課程に基づいた学習が行えるように、池袋小学校に通級指導学級「ことばときこえの教室」を設置しました。現在、構音・吃音・難聴等の障害に対して、視覚教材や補聴器を使っでの対話の授業を取り入れ、児童のコミュニケーション力の向上に努めています。

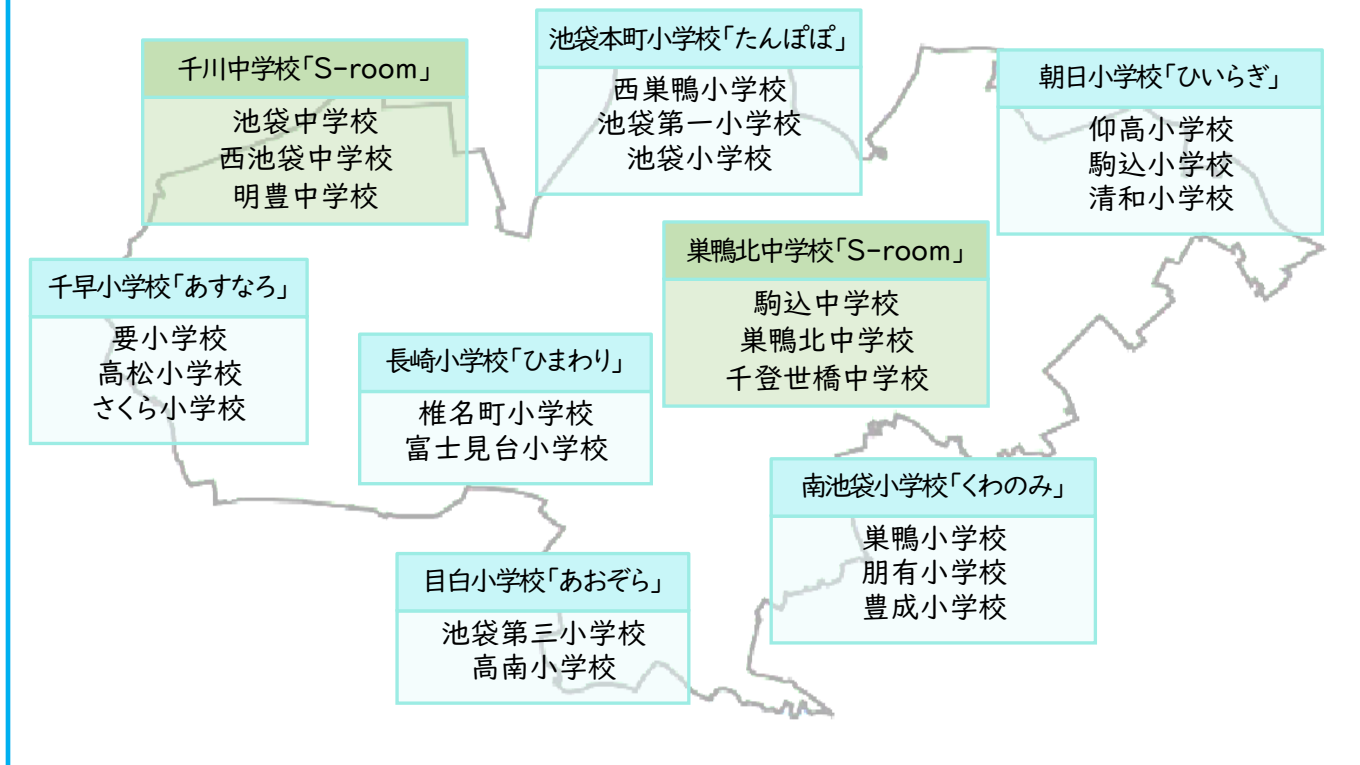
7 特別支援教育巡回相談（チームステップ）

令和6年度に策定された「豊島区教育ビジョン2025（豊島区教育振興基本計画 第三期）」に示されている「特別支援教育の充実」の実現に向け、豊島区教育センターでは、就学前の教育相談を充実させるとともに、区立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な支援を要する児童生徒等及び学級を支援するための「特別支援教育巡回相談（チームステップ）」を実施し、専門家を学校に派遣する等、きめ細やかな支援を行っています。

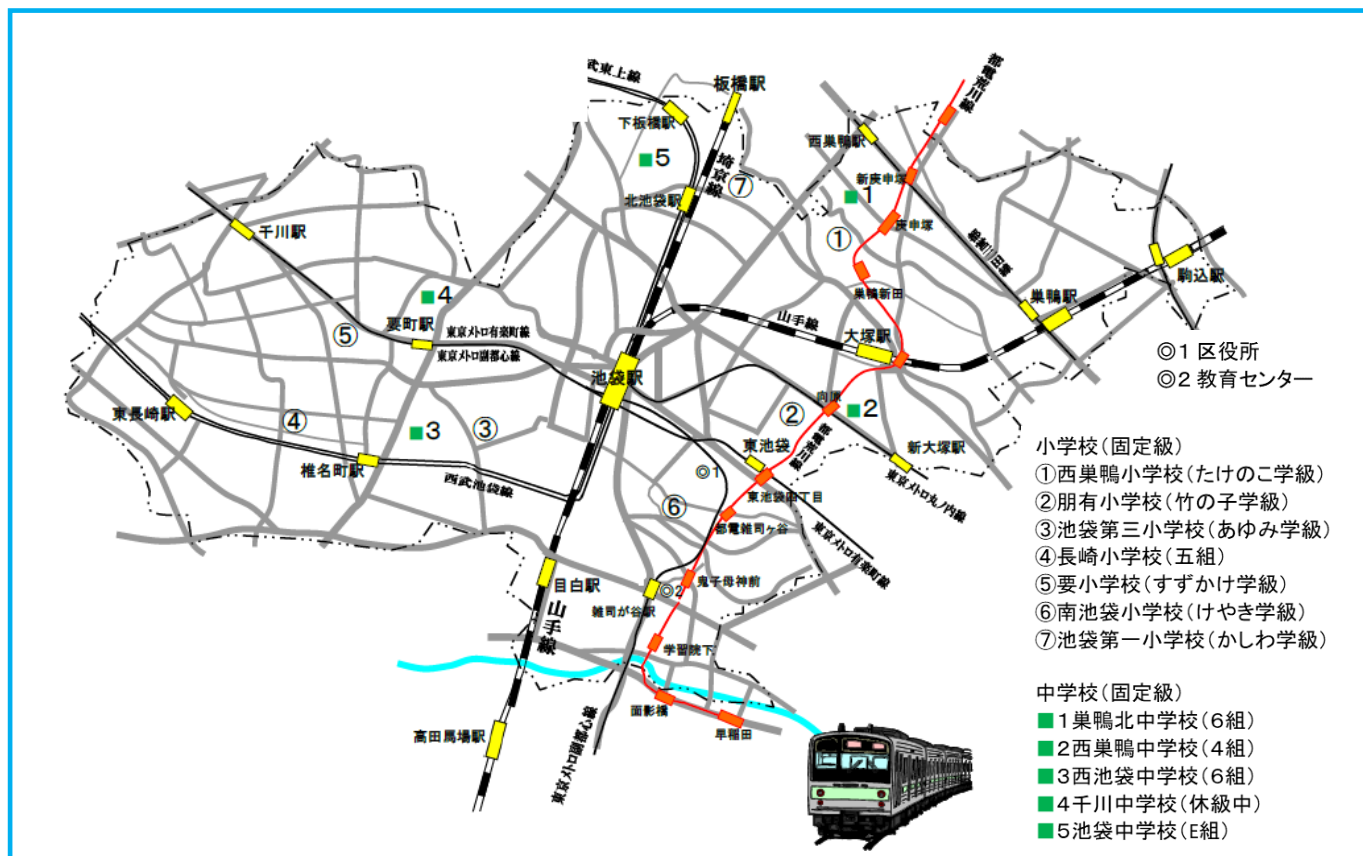
【区立小・中学校の特別支援教室】

8つの拠点校 と 巡回校

小学校は、区内を6つのブロックに分け、6つの拠点校を設置しています。中学校は、区内を東西に分け、2つの拠点校を設置しています。拠点校の教職員（巡回指導教員）が、児童生徒の在籍する学校に巡回して指導します。

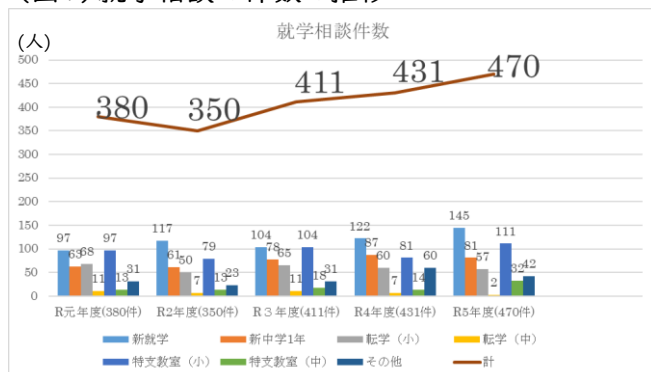


【区立小・中学校の特別支援学級】

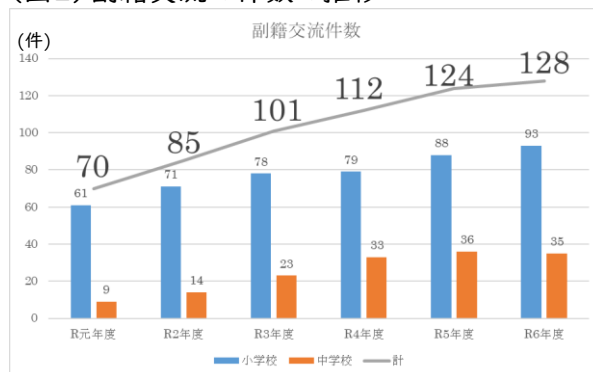


Ⅱ 就学支援相談件数

(図1) 就学相談の件数の推移



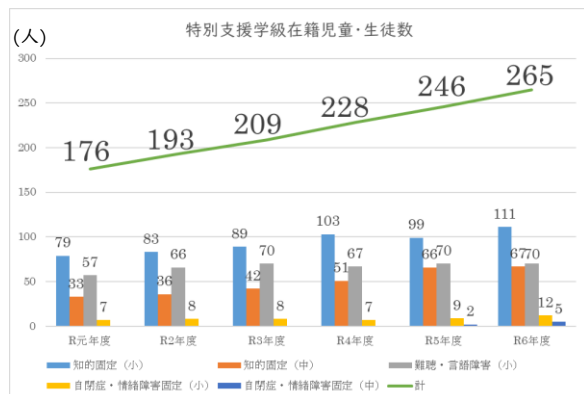
(図2) 副籍交流の件数の推移



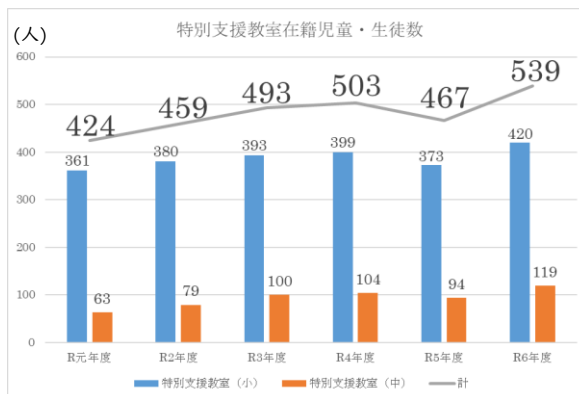
(集計) 令和6年度 豊島区教育センター

- ◆ (図1)は、過去5年間の就学相談の件数の推移を示しています。これまでのきめ細やかな支援の結果、就学相談の件数が増加し、一人ひとりの困り感への支援について具体的に検討する機会を増やすことができます。
- ◆ (図2)は、特別支援学校に在籍する児童生徒との副籍交流の推移を示しています。副籍による在籍児童生徒と小・中学校との交流が増加していることから、小・中学校における障害への理解が深まっていると考えられます。

(図3) 特別支援学級在籍児童生徒数の推移



(図4) 特別支援教室在籍児童生徒数の推移



(集計) 令和6年度 豊島区教育センター

- ◆ (図3)は、特別支援学級在籍児童生徒数の推移、(図4)は、特別支援教室在籍児童生徒数の推移を示しています。東京都特別支援教育推進計画に基づき、豊島区が進めてきた特別支援教室の全小・中学校への設置、情緒障害固定学級(小学校1校)の設置を契機として、特別支援教室並びに特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加しています。これは、豊島区において、支援を必要とする児童生徒の支援するための環境の整備が着実に進んでいると捉えることができます。

Ⅲ 児童生徒へのアンケート結果

1 期間

・令和7年2月12日(水)から令和7年2月18日(火)まで

2 回答数

・1340名

3 対象

(1) 抽出校: 南池袋小学校・要小学校・西巣鴨中学校・池袋中学校

(2) 学 年: 全学年児童生徒

- ・通常の学級児童生徒
- ・特別支援学級(知的障害)児童生徒
- ・特別支援学級(自閉症・情緒障害)児童生徒

4 実施方法

Webアンケートフォームにて実施

5 回答

(1) 質問文

この計画は、みなさんが通っている学校を、よりよいところにするために作っています。みなさんが思っていることを、ぜひ教えてください。通っている学校がどんな学校になればいいと思いますか。

1つ選んでください。

(2) 選択肢

6つの選択肢(①～⑥)は、それぞれ推進プランの1～6の学校における内容を抜粋し、子どもが理解しやすい文言で作成しました。(例: 選択肢①⇒推進プラン1の内容)

(3) 回答結果

選択肢	回答率
①相談(そうだん)したいときに、すぐ相談できる学校	9.0%
②自分(じぶん)に合(あ)った学習(がくしゅう)ができる学校	21.3%
③みんなと学(まな)び合うことができる学校	17.5%
④だれでも分(わ)かりやすい授業(じゅぎょう)をする学校	17.6%
⑤自分(じぶん)が学びやすい場所(ばしょ)や物(もの)がある学校	12.5%
⑥いろいろな人(ひと)が支(ささ)え続(つづ)けてくれる学校	15.1%
⑦その他	7.0%

「⑦その他」の主な意見

- ・楽しんで過ごすことができる学校
- ・ルールやマナーを守ることができる学校
- ・どんな場所でも公平な学校・みんなが仲良くできる学校
- ・安心できる学校
- ・一人ひとりの個性を大切にする学校

Ⅳ 用語解説

※ 1 特別支援教室

特別支援教室は、知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童生徒を対象に、きめ細かな指導と支援の一層の充実を図るため各校に設置され、専門性の高い教職員が巡回指導を行う教室。

※ 2 個別指導計画

教育上特別な支援が必要な児童生徒について、学校での学習や生活上の課題を明らかにし、その課題を解決するための目標を定め、指導の手だてや達成状況を記録したもの。

※ 3 就学支援シート

乳幼児期から学齢期への支援の継続を図るため、就学前の子どもの家庭・子ども園・幼稚園・保育所・療育機関での様子や保護者の思い等を記入して、保護者が幼児・児童の就学先に提出し、就学後の支援に役立てるもの。

※ 4 学校生活支援シート

教育上特別な支援が必要とする児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含めて関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠。特別支援学校学習指導要領で規定されている「個別の教育支援計画」と同じ役割で、東京都教育委員会における同計画の呼称。

※ 5 インクルーシブな教育

豊島区では、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を、現在の環境の中でできる限り設定。児童生徒等が将来社会で参加及び貢献できるように、一人ひとりの力を最大限に伸ばすことが目的。

※ 6 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条から、人間の多様性の尊重等の強化、障害者の精神的・身体的な能力を可能な最大限まで伸長させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。（文部科学省：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教の推進（報告）概要」より）

本区では、インクルーシブ教育システムを構築することで、インクルーシブな教育を推進。

※ 7 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教職員。

※ 8 校内委員会

学校内における全体的な特別支援教育に関する支援体制を整備するための委員会。構成員としては、校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、学年主任等のほか、必要に応じて外部の関係者で構成される委員会。保育所及び幼稚園等でも委員会を実施。

※ 9 特別支援教育巡回相談＜チームステップ＞

小・中学校の通常の学級や区立幼稚園に在籍する特別な支援を要する児童生徒等及びその学級担任等に対する指導・助言やサポートを目的として派遣する巡回指導員。

※10 交流及び共同学習

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等とが活動を共にする機会。平成29年3月に告示された学習指導要領 総則において、「交流及び共同学習の機会を設けること、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこと」を位置付けている。豊島区では、「学校におけるインクルーシブ教育システム」の基礎を整えることを目的として、交流を通して豊かな人間性を育むとともに、共同学習を通して教科のねらいの達成を目指す取組を推進。

※11 副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（学校行事や地域行事等における交流等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じ、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※12 合理的配慮

障害者権利条約、障害者差別解消法で規定している、障害を理由に日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行う配慮。

※13 区民ひろば

赤ちゃんから高齢者まで誰でも利用できる施設。小学校区ごとに設置し、地域コミュニティの拠点。

※14 民生・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、母子、心身障害者等に対して、相談や支援を行う関係行政機関との橋渡し役。児童委員を兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活躍。

※15 豊島区障害者就労支援センター

障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援。

V 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況及び本計画の策定に向けたパブリックコメントについて

I 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況

第1回 日時:令和6年6月28日(金)午前10時～午前11時 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:豊島区の特別支援教育の在り方の協議 「豊島区特別支援教育推進計画」の進捗状況の報告
第2回 日時:令和6年7月16日(火)午後1時～午後2時 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「計画の基本的な考え方」の協議
第3回 日時:令和6年9月11日(水)午前11時～正午 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「計画の内容 推進プラン1～3」の協議
第4回 日時:令和6年10月24日(木)午後3時30分～午後4時30分 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「計画の内容 推進プラン4～6」の協議
第5回 日時:令和6年12月24日(火)午後3時30分～午後4時30分 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:「豊島区特別支援教育推進計画【改訂版】素案」の協議
第6回 日時:令和7年2月26日(水)午前11時～正午 場所:豊島区役所 教育委員会室 内容:パブリックコメントの内容を報告 「特別支援教育推進計画【改訂版】最終案」の協議

2 委員からの主なご意見

- 「すべての子どもが学びやすくなる」ことが計画の中心である。
- 豊島区の「インクルーシブな教育」の定義を明記することが必要である。
- 東京都「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」事業(R2～R4)モデル校である要小学校の「交流及び共同学習」等の実践を参考に、各校がインクルーシブな教育の推進に取り組むとよい。
- 義務教育だけでなく就学前から社会参加までの支援についても考える必要がある。
- 学校生活支援シート及び個別指導計画を活用して、一人ひとりに合わせた支援や切れ目のない支援を継続していく必要がある。
- 「交流及び共同学習」については、すべての児童生徒にとっても有意義な活動にする必要がある。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に教職員研修を充実させることで、本計画の内容を確実に推進させていく必要がある。
- どのように本計画を周知したり活用したりするかが大切であり、推進に向けた取組も充実させる必要がある。

3 本計画の策定に向けたパブリックコメントの結果

(1) 実施期間	令和6年12月11日(水)～1月10日(土)
(2) 周知方法	「広報としま」令和6年12月21日号掲載、区ホームページ掲載、全区立幼稚園、小中学校等の保護者に周知、区内幼稚園・保育所に周知
(3) 閲覧場所	区ホームページ、指導課、教育センター、行政情報コーナー
(4) 提出意見数	7件 メール 7件、ファクシミリ 0件、郵送(学校経由含) 0件、窓口来庁 0件

4 本計画の最終決定・周知

日にち	会議等	内容
令和7年 2月6日(木)	教育委員会定例会	・豊島区特別支援教育推進計画(素案)の内容説明 ・パブリックコメントの結果報告
令和7年 2月25日(火)	令和7年第一定例議会 子ども文教委員会	・パブリックコメントの結果報告
令和7年 2月26日(水)	第6回 豊島区特別支援教育 検討委員会	・パブリックコメントを受け、豊島区特別支援教育推進計画(最終案)を審議・了承
令和7年 3月11日(火)	教育委員会定例会	・豊島区特別支援教育推進計画を最終審議・決定
令和7年 3月21日(金)	広報としま 掲載 教育委員会 HP 掲載	・教育委員会において決定した計画を掲載予定
令和7年 4月	・令和7年4月の校園長会にて周知 ・「教育だより豊島」ほかにおいて、区民へ広報	

令和6年度特別支援教育検討委員会

【委員名簿】

区 分	役 職	氏 名	職名等
学識経験者	委員長	中西 郁	十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科 教授
	委 員	大西 孝志	東北福祉大学 教育学部教育学科教授
都立 特別支援学校	委 員	町田 寛子	都立王子特別支援学校 特別支援コーディネーター
学校関係者	委 員	高橋 順子	豊島区立南長崎幼稚園長 幼稚園長会
	委 員	田中 良行	豊島区立富士見台小学校長 小学校長会
	委 員	岡泉 美和子	豊島区立駒込中学校長 中学校長会
	委 員	渡部 貴美子	豊島区立要小学校長 小学校特別支援学級設置校長会
	委 員	比金 敏彦	豊島区立千早小学校長 小学校特別支援教室巡回拠点校長会
	委 員	秋庭 加恵手	豊島区立西巣鴨中学校長 中学校特別支援学級設置校長会
	委 員	牧野 崇	豊島区立千川中学校長 中学校特別支援教室巡回拠点校長会
保護者代表	委 員	菅谷 哲史	豊島区立巣鴨小学校 PTA 会長 豊島区小学校 PTA 代表
	委 員	上野 大典	豊島区立西池袋中学校 PTA 会長 豊島区中学校 PTA 代表

【事務局】

部局	氏 名	職名等
教育部	兒玉 辰哉	教育部長
	柳下 弥	学務課長(～令和6年10月31日)
	鈴木 悠斗	学務課長(令和6年11月1日～)
	大木 洋一	学校施設課長
	丸山 順子	指導課長
	木田 義仁	教育センター 所長
	関根 憲一	指導課 統括指導主事
	関本 真以子	教育センター 教育相談グループ係長
	鈴木 俊輔	教育センター 指導主事
福祉部	栗原 せい子	障害福祉課長
	田邊 栄一	障害福祉サービス担当課長
健康部	坂本 利美	健康推進課長
子ども家庭部	山本 りか	子ども家庭支援センター長

豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】

令和7年3月発行

編集・発行 豊島区教育委員会事務局教育部教育センター

豊島区雑司ヶ谷3-1-7

連絡先 TEL:03-3590-1251 FAX:03-3981-4793

URL:<https://www.city.toshima.lg.jp/011/kuse/iken/goiken/voice.html>

